

ビジネスクリエーター研究学会機関誌編集規程

第1条(目的および名称)

ビジネスクリエーター研究学会は、会員の研究成果を広く社会に発信し、「創造的事業の構想と実践に関する諸問題」の研究の発展に資するために学会機関誌『ビジネスクリエーター研究』(Journal of Business Creator Studies)を刊行する。

第2条(掲載原稿)

機関誌は、起業家精神やリーダーシップ、事業を構想する人材育成、事業創造を促進する金融資本市場や労働市場、その他関連する制度や法、教育、社会・文化的要因等、創造的事業の構想と実践に関する学際的な研究分野における日本語あるいは英語で執筆された原稿を掲載する。

(2) 機関誌は以下の種別の原稿を掲載する。

- a) 論文 投稿された論文のうち、査読を経て機関誌編集委員会が掲載を可としたもの。
- b) 研究ノート 投稿された研究ノートのうち、査読を経て機関誌編集委員会が掲載を可としたもの。
- c) 調査研究 投稿された実務レポート、研究レポートなどのうち、機関誌編集委員会が掲載を可としたもの。
- d) 書評 機関誌編集委員会が執筆を依頼したもの。
- e) 学会からの報告および連絡事項等 会員総会報告、大会プログラム、その他学会からの連絡事項等。
- f) その他編集委員会が執筆を依頼した原稿 上に掲げたもののほか、編集委員会が依頼した論文等の原稿。

(3) 掲載料

第2条2項 a)b)c)に定める原稿については、掲載可となった場合には1万円の掲載料を支払うことを掲載の条件とする。

第3条(投稿資格)

機関誌への投稿は学会会員によるものとし、共著の場合は共著者のうち一名は学会員であることを要する。

第4条(査読)

投稿された論文、研究ノートについて、機関誌編集委員会は、任意に選定する適切な査読者に査読を委嘱し、その結果に基づいて委員会は掲載の可否を決する。

第5条(委員の投稿)

機関誌編集委員が投稿する際は、当該委員は当該原稿の審査に一切関与することはできない。

(2) 編集委員による投稿原稿について、編集委員が査読を行うことはできない。

第6条(著作権)

掲載された原稿の著作権はビジネスクリエーター研究学会に帰属する。

(2) 執筆者が機関誌に掲載された原稿を他の出版物に転用する場合は予めビジネスクリエーター研究学会の承諾を得なければならない。

第7条(細則)

本編集規程に基づく原稿の「投稿規程」ならびに「執筆要項」、その他必要な細則は編集委員会において別途これを定める。

第8条(規程の改廃)

本規程の改廃は理事会の議を経てこれを行う。

2009年6月1日施行

2025年3月改定